

安平町長・安平町議会議員選挙のお知らせ

投票日 令和4年4月17日(日)

発行

令和4年 3月 22日
安平町選挙管理委員会
事務局
(安平町役場総合庁舎内)
TEL 22-2511

選挙期日

□告示日

4月12日(火曜日)

□投票日

4月17日(日曜日)

(投票時間 7時から20時まで)

□期日前投票・不在者投票期間

4月13日(水曜日)から

4月16日(土曜日)まで

(投票時間 8時30分から20時まで)

投票できる方

投票日において引き続き安平町の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿に登録されている方で、次の①と②のいずれの要件にも該当する方は安平町で投票することができます。

① 住所の要件

令和4年1月11日までに安平町へ転入し、転入手続きを済まされた方

② 年齢の要件

平成16年4月18日までに生まれた方

※ 期日前投票期間中に転出手続きされる方は、先に期日前投票を済ませてください。

投票所入場券の配付

投票所入場券は、各世帯ごとにまとめて送付いたします。間違いや不審な点がございましたら、お手数でも安平町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

なお、送付された投票所入場券を紛失されても、本人であることが確認できれば投票できますので、身分を証明できる物(免許証や保険証など)をご持参のうえ、投票所又は期日前投票所へお越しください。

※ 投票所入場券は、4月12日に発送予定です。

※ 投票所入場券に記載されるご自身の投票所をご確認ください。

※ 投票所入場券裏面の宣誓書は期日前投票の際に記入するものです。

投票日当日に投票される方は記入する必要はありません。

投票の方法

安平町長選挙と安平町議会議員選挙とがあります。

1. 安平町長選挙

浅黄色の投票用紙に候補者1人の氏名を記入して投票します。

2. 安平町議会議員選挙

白色の投票用紙に候補者1人の氏名を記入して投票します。

期日前投票について

期日前投票制度とは、投票日当日に次のような理由で投票所に行くことができない場合に、投票日前であっても選挙期日と同様に投票を行うことができる制度です。

① 仕事や冠婚葬祭などの予定がある方

② レジャーや旅行で投票日に町内にいない方

③ 病気、ケガ、妊娠などの理由で投票日に投票所に来られない方

④ 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難な方

※ 投票日に選挙権を有することになる方(18歳になる方)で、期日前投票期間には選挙権を有しない方(17歳の方)については、不在者投票になりますのでご注意ください。

1. 期日前投票所の開設期間

4月13日(水)から4月16日(土)まで

2. 期日前投票所の開設時間

8時30分から20時まで

3. 期日前投票所の場所

総合庁舎1階ロビー内又は総合支所ロビー内

※ 投票区にかかわらず、いずれの期日前投票所においても投票できます。

4. ご持参いただくもの 投票所入場券(印鑑は不要)

5. 期日前投票所での投票の手続き

宣誓書の記入

投票用紙に記入

投票箱へ投函

※ 投票所入場券裏面の「宣誓書」にあらかじめ記入しご持参いただくと受付が早く済みます。

※ 投票所入場券を紛失されても投票することができます(左の「投票所入場券の配付」の項目をご参照ください)。

※裏面もご覧ください

不在者投票について

指定された病院・老人ホーム等に入院・入所されている方はその施設、また安平町の選挙人名簿に登録されている方で、町外に滞在している方はその滞在先の選挙管理委員会において不在者投票ができますので、入院・入所されている施設及び安平町選挙管理委員会に早めに申し出てください。（町内指定施設：追分陽光苑）

なお、指定されていない施設に入院・入所されている方は、最寄りの選挙管理委員会等で不在者投票をしていただくこととなります。詳しくは安平町選挙管理委員会事務局にお問合わせください。

※ 告示日前でも請求することができますので、早めにご請求いただきますようお願いいたします。

郵便等による不在者投票

身体に重度のしょうがいのある方は、自宅などで投票することができる「郵便等による不在者投票」という制度があります。郵便等による不在者投票を行うには郵便等投票証明書の交付を受けることが必要となります。

<対象となる方は>

(1)「身体障害者手帳」の交付を受けている方で、次の各号に該当する方

- ① 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸のしょうがいにあつては1級又は3級の方

- ② 両下肢・体幹・移動機能のしょうがいにあつては1級又は2級の方
 - ③ 免疫・肝臓のしょうがいにあつては1級から3級までの方
- (2)「戦傷病者手帳」の交付を受けている方で、両下肢・体幹のしょうがいにあつては恩給法の特別項症から第2項症までの方。心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓のしょうがいにあつては特別項症から第3項症までの方
- (3)介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方

<証明書の請求方法>

安平町選挙管理委員会に身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証を添えて郵便等投票証明書交付申請書を提出してください。

(用紙は選挙管理委員会にあります。)

※ 郵便等投票証明書の有効期間は7年間(上記③の「要介護5」である方については、要介護認定の有効期間)となります。

※ 郵便等投票証明書の交付を受けている方は、投票日の4日前までとなる4月13日(水)17時までに投票用紙等の請求を行ってください。

ご不明な点については安平町選挙管理委員会事務局までお問合わせください。

新型コロナウイルス感染防止対策について

<選挙人の皆様へのお願い>

- ・投票所にお越しの際はマスクの着用、咳エチケットにご協力ください。
- ・投票所出入り口ではアルコール消毒液による手指の消毒をお願いします。
- ・周りの方と距離を保つようお願いします。
- ・期日前投票をされる方は、「期日前投票請求書(兼宣誓書)」にあらかじめ記入の上お越しください。

<投票所における取り組み>

- ・すべての投票所にアルコール消毒液を設置し、定期的な換気に努めます。
- ・投票記載台など投票所内は定期的に消毒します。
- ・使い捨て鉛筆を配布します。
- ・受付と投票用紙交付場所に飛沫防止パネルを設置します。
- ・事務従事者はマスク、使い捨て手袋を着用します。

投票所

みなさんが投票する投票区及び投票所は、第1から第12投票所で下の表のとおりとなっています。お手元に配達される「投票所入場券」に投票区と投票所が記載されていますので投票の際には必ずご確認ください。

投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	旭陽会館	第7投票区	北進会館
第2投票区	青葉会館	第8投票区	町民センター
第3投票区	追分ふれあいセンター いぶき	第9投票区	保健センター
第4投票区	花園若草会館	第10投票区	北町会館
第5投票区	明春辺会館	第11投票区	富岡会館
第6投票区	安平公民館	第12投票区	遠浅公民館

安平町長・安平町議会議員選挙は下記のとおり即日開票します。

時間：4月17日(日) 21時より 場所：町民センター大ホール

参観：新型コロナウイルス感染症対策のため、入場数を制限します。ご理解とご協力をお願いします。